

「e-methane」の呼称及びロゴ使用上のFAQ

Q	都市ガス事業者以外も「e-methane」の名称及びロゴを使っても良いですか。
A	構いません。使用する上での手続きも不要です。ご使用にあたっては、「e-methane」及びロゴの使用について、ロゴマニュアルに従ってご使用ください。
Q	「e-methane」ではなく、「e-メタン」・「イーメタン」と表記しても良いですか。
A	原則、アルファベット表記「e-methane」をご利用ください。 ただし、新聞等の記載媒体における制約上、「e-methane」の表記が難しい場合には、「e-メタン」の使用も可能とします。「e-メタン」を用いる場合、原則として最初の使用箇所には「e-methane」を併記ください。 アルファベットでの表記が難しい場合には「イーメタン」の使用も可能としますが、可能な範囲で「e-methane」の併記や、日本語ルビのついたロゴとの併用をお願いいたします。
Q	ブルー・グレー水素由来の合成メタンも「e-methane」に該当するのですか。
A	該当いたします。水素とCO ₂ を合成して造られる合成メタン全般が「e-methane」の対象となります。 一方、以下はe-methaneに該当いたしません。 ※対象とならないものの例 <ul style="list-style-type: none"> ● 天然ガスの採掘から燃焼に至るまでの工程で発生する温室効果ガスをCO₂クレジットで相殺 ⇒カーボンニュートラルLNG（カーボンニュートラル都市ガス）に該当 ● CO₂と水素を合成して製造される人工的な原油 ⇒e-fuelに該当
Q	e-methane 紹介サイトへのリンクURLを資料に記載したいのですが、何か手続きは必要ですか。
A	当該サイトのURLの掲載およびリンクにあたっての手続きは不要です。
Q	「e-methane」及びロゴを利用するにあたり「™」や「®」を付記する必要はありますか。
A	e-methane を広くご使用いただきたいため、「™」や「®」の付記は不要です。

その他、お問い合わせがありましたら下記アドレスまでご連絡をお願いいたします。

e-mail:e-methane@gas.or.jp

日本ガス協会 企画部 担当者 宛

以上